

第11章 他の機関との協力、援助及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

- 1 河川管理者東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川・名取川・広瀬川・北上川・旧北上川・江合川・鳴瀬川・吉田川の水位，河川管理施設の操作状況に関する情報，CCTVの映像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
 - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く），河川管理者による関係者及び一般への周知
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等における状況記録）及び広報
 - (9) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (10) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
 - (11) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
 - (12) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請
- 2 河川管理者宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報（河川の水位等）の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
 - (5) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (6) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸

水情報や河道の特性等に鑑みた助言

(7) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

(8) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 水防管理者は、必要があると認めるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。

ただし、水防本部長は、必要と認めるときは応援に関する指示を行うことがあるものとする。

2 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者等の所轄の下に行うものとする。

3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請及び派遣

1 知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するために必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づいて自衛隊指定部隊等の長に対して、災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合は部隊等を派遣する（要請の要領については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章災害応急対策 第9節自衛隊の災害派遣を参照のこと。）。

2 災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

第5節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる（法第32条）。

(1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

(2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第6節 国（河川事務所、仙台管区气象台等）との連携

1 水防連絡会

県は、建設事務所単位で国土交通省河川事務所や仙台管区气象台の関係機関を構成員とした

水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

2 ホットライン

建設事務所は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。